



栗東市介護者の会共催 **生き方カフェ**

～大切な人や自分の最期を考える『生き方を見つめる』集い～

誰でも、いつでも、命に関わる病気やケガをする可能性があります。急に意思表示ができなくなった時や人生の最終段階に受けたい医療・介護、看取りが自身の希望に沿ったものとなるよう、元気な時から自分自身の健康的な過ごし方、生き方(逝き方)を考えておくことが重要です。その機会として今年も『**生き方カフェ**』を開催します。

第46回

10月17日(木)
『私が思う、わたしの(生・活・逝)き方』

講師 こびらい生協診療所 所長 西澤 寛貴さん
場所 ゆうあいの家
栗東市小柿1-10-10
主催 栗東西地域包括支援センター

第47回

10月31日(木)
『旅じたくについて考えてみませんか』
[サイ五郎さんちの人生会議]より

講師 チーム大津京代表
医療法人 西山医院 院長 西山 順博さん
場所 滋賀県済生会看護専門学校 体育館
栗東市大橋3-4-5
主催 葉山地域包括支援センター

第48回

11月12日(火)
『自分らしく生きるために、
ゼロから始める人生会議』

講師 済生会滋賀県病院 看護師 西田 ユカさん
場所 JALレーク滋賀 栗東地区統括本部
(旧 桃李館) 栗東市小野493-1
主催 栗東地域包括支援センター

時間 各回 13:30～15:30
(13:00から受付)

対象 市内在住・在勤の人

参加費 無料

定員 30人 ※申込先着順

申込み 電話で下記へ



飲みものを用意しています。
ホッとひと息みんなで
おしゃべりしましょう。



圃長寿福祉課 地域支援係 TEL551-0198 FAX551-0548

9月は認知症の啓発月間

栗東西図書館・市役所正面玄関に「認知症啓発ブース」を設置します

9月21日は「世界アルツハイマーデー」です。この日を中心に栗東西図書館・市役所正面玄関ロビーに啓発ブースを設置します。認知症の基本的なことがわかる展示物や、7月に開始した個人賠償責任保険事業をはじめとする本市認知症施策のチラシなどを用意しています。

本市では認知症になっても安心して住み続けられるための「認知症あんしんガイドBOOK」を作成しています。長寿福祉課窓口などの他、啓発ブースでも配布します。



体験講座「認知症を楽しく学ぶ」

日時 9月21日(土) 10:00~11:00

場所 コミセン大宝東 大会議室

内容 認知症の人が感じている世界を体験し、認知症の人への接し方を学ぶ

講師 済生会滋賀県病院 認知症看護認定看護師
中嶋 博吉さん

参加費 無料

定員 20人 ※申込先着順

申込み 電話で下記問合せ先へ

認知症チェックをしてみましょう

物忘れがひどい

- 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・問う・する
- しまい忘れ、置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所が分からない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道でも迷うことがある

人柄が変わる

- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- このごろ様子がおかしいと周囲から言われた

不安感が強い

- 一人になると怖がったり寂しがったりする
- 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

意欲がなくなる

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなTV番組に興味を示さなくなった
- ふさぎ込んで何をするのも億劫がり嫌がる

出典：公益社団法人 認知症の人と家族の会 家族がつくった「認知症」早期発見のめやす

認知症チェックで思い当たることがあれば、近くの地域包括支援センターまでご相談ください。

栗東地域包括支援センター (治田・治田東・金勝)

TEL 558-6979

栗東西地域包括支援センター (治田西・大宝・大宝西・大宝東)

TEL 584-4121

葉山地域包括支援センター (葉山・葉山東)

TEL 552-5280



岡長寿福祉課 地域支援係 TEL 551-0198 FAX 551-0548

令和7年4月からの 保育園・幼稚園などの入園について

保育園

市立保育所・市立幼稚園(保育園籍)・市立認定こども園(保育園籍)・法人立保育所・大宝カナリヤ保育園(保育園籍)・小規模保育施設・家庭的保育施設

対象者

- 入所希望月の初日に、本市に在住し、住民登録がある人
- 生後3～6か月以上から就学前の子ども(一部2歳児までの場合あり)
- 保護者が就労、病気、求職中など、保育の要件が認められるとき

書類配布(入園冊子)

9月9日(月)～13日(金)に幼児課、各園で配布
※市ホームページからもダウンロード可能

受付期間

10月7日(月)～11日(金)
8:30～17:15

受付場所

幼児課もしくは第一希望の園(小規模保育施設、家庭的保育施設を除く)へ入所申込書に就労証明書などの必要書類を添えて、提出してください。

幼稚園

市立幼稚園・市立幼稚園(幼稚園籍)・市立認定こども園(幼稚園籍)・大宝カナリヤ保育園(幼稚園籍)

対象者

- 申込書提出時に、本市に在住し、住民登録がある満3歳児～5歳児
- ※原則として申込みができるのは、居住する通園区域の市立幼稚園・幼稚園(幼稚園籍)・認定こども園(幼稚園籍)です。大宝カナリヤ保育園(幼稚園籍)は栗東市内全域が通園区域です

書類配布(入園冊子)

9月9日(月)～13日(金)に幼児課、各園にて配布
※市ホームページからもダウンロード可能

受付期間

10月7日(月)～11日(金)
8:30～17:15

受付場所

幼児課もしくは申込みする園



申込書交付日	申込み受付日	受付場所
9月9日(月)～13日(金)	10月7日(月)～11日(金) 8時30分から17時15分	市立幼稚園 市立幼稚園 市立・法人立保育所 市立・法人立認定こども園 市役所幼児課

- ※申込書は9月1日以降に市ホームページからダウンロード可能。9月17日以降は市役所幼児課でも配布します
- 小規模保育施設、家庭的保育施設での受付はできません(市役所幼児課で受付します)。
 - 保育の必要性に応じて入園申込みの判断をすることから、保育園籍と幼稚園籍の両方に申し込むことはできません。
 - 現在(令和6年度中)、保育園・幼稚園等に在籍中で転園を希望している人、幼稚園籍から保育園籍へ変更する人、保育園籍から幼稚園籍へ変更する人、令和6年度の途中入園希望で入園を待っている人も申込みが必要です。
 - 入園基準に該当しない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがあります。

市立園の認定こども園化(治田東幼稚園)

令和7年度より、現在の治田東幼稚園が、認定こども園へ移行予定です。

詳しくは、市ホームページまたは入園案内の冊子をご覧ください。



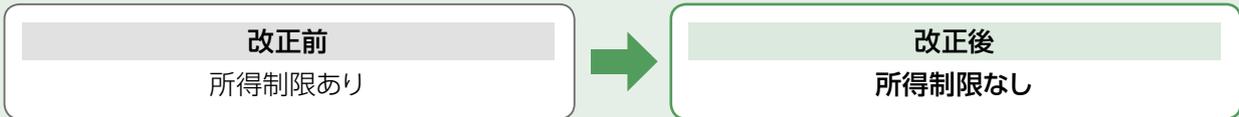
令和6年10月分(12月支給分)から 児童手当の制度が変わります!

制度改正の内容

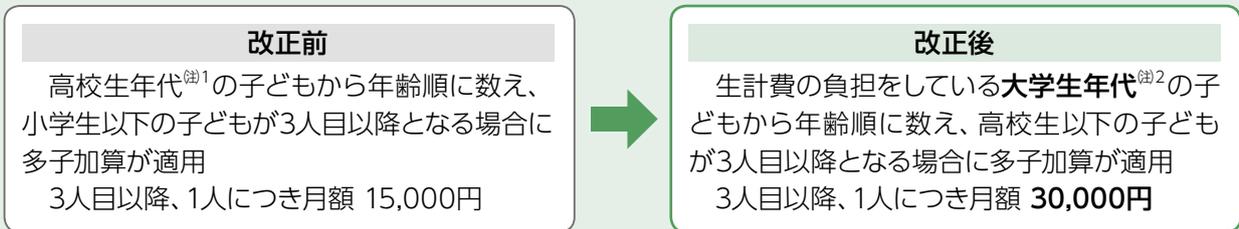
① 高校生年代まで支給期間が延長



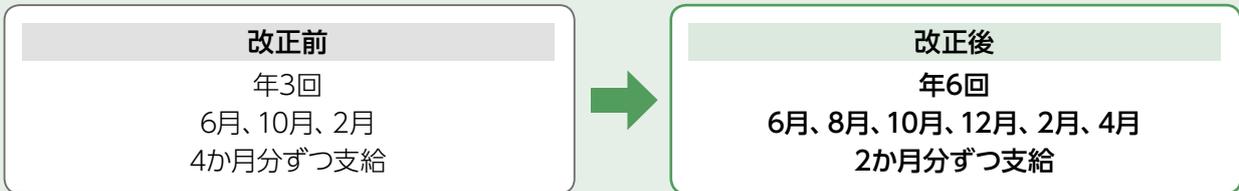
② 収入に関係なく、支給



③ 3人目以降の子どもの支給額、人数のカウント方法の変更



④ 支給月の変更



(注1) 中学校修了後、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(注2) 高校生年代後、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。「生計費の負担をしている」とは、子の食費・学費・家賃など、日常生活の一部を負担している状態

現在、児童手当・特例給付を受給している人と、制度改正により支給対象になると想定される人には8月下旬に案内を送付しています。案内が届いていない人でも、支給要件にあてはまる場合は申請が必要となりますので、下記までご連絡ください。公務員は勤務先へお問合せください。

現在、児童手当・特例給付を受給していない	所得上限額超過により受給していない	申請必要
	高校生年代の子がいる	申請必要
現在、児童手当・特例給付を受給している	大学生年代の子がいない	原則申請不要。児童手当申請時に届け出をしていない高校生年代の子がいる場合、申請必要
	大学生年代の子がいる	大学生年代を含め、子が3人以上いる場合、申請必要

詳しくは市HPに掲載



子育て支援課 児童・家庭福祉係
TEL551-0114 FAX552-9320



新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

最新の情報は
市ホームページを
ご覧ください。



10月1日から新型コロナウイルスの定期予防接種が始まります。

■接種期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日(予定)

■対象者(季節性インフルエンザの定期予防接種と同じ)

接種日当日、栗東市に住民登録をしている①または②の人

①65歳以上

②60~64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害^(注1)または、
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害^(注2)がある

(注1) 自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される

(注2) 日常生活がほとんど不可能な程度

定期接種の対象者以外は、「任意接種」として全額自費で
接種可能です。

■接種回数

初回接種と追加接種の区分を設けず、原則として1回接種

■同時接種

新型コロナウイルスワクチンと他のワクチン(インフルエンザワクチ
ンなど)との同時接種は可能。

※医師が特に必要と認めた場合。また、他のワクチンとの
接種間隔に制限なし

■接種費用/持ち物

決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

■免除申請(9月24日開始予定)

次の人は接種前の申請^(注3)により接種費用が免除
(無料)となります。

- ・生活保護世帯の人
- ・市民税非課税世帯または免除世帯の人

(注3) 接種希望日の10日前までに電子申請または、
健康増進課まで(印鑑が必要)。接種後の申請は
受付できません。

実施医療機関など、詳細は、決まり次第市ホーム
ページ、市公式LINEなどでお知らせします。

※接種には、原則予約が必要です



健康増進課 TEL554-6100 FAX554-6101

野焼き(野外での廃棄物焼却)は 禁止されています

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは廃棄物
の処理及び清掃に関する法律において原則
禁止されています。

また、一定の構造基準を満たしていない焼
却炉についても使用が禁止されています。

野焼きは有害ガスや悪臭の発生による健康
被害を引き起こすだけでなく、火災の原因とな
る危険性があるので絶対に行わないでくださ
い。

焼畑等の農業を営むためにやむを得ない焼
却など、法律で一部例外として認められている
事例もありますが、周辺の生活環境を阻害す
る場合や危険な場合は行政指導の対象となり、
焼却を直ちに中止していただくこともあります。

刈り取った草や庭木を剪定した枝を含め、家
庭から出るごみは正しく分別し、決められた
日にごみ集積場へ出すか、事前に環境政策課
で自己搬入申請手続きをした上で、環境セン
ターへ直接搬入してください。

環境政策課 環境政策係
TEL551-0336 FAX551-0148

令和5年度ふるさと納税実績

ふるさと納税制度は、出身地や応援したい地方公共団体に寄附
することで、地方を応援できる制度です。この制度により、令和5年
度は全国から4,082件、92,849,000円の寄附をいただきました。

なお、令和5年度には「くりちゃん」デザインマンホール蓋や健康
測定器のクラウドファンディングを実施し、寄附金をもとに設置す
ることができました。

令和5年度寄附金受領実績

事業の種類	件数	寄附額(円)
心と体の健康づくりを応援する 元気なまちづくり事業	652	12,291,000
明日を担う子どもを育てる 元気なまちづくり事業	1,169	22,133,000
自然と共生し、風格ある都市をめざす 元気なまちづくり事業	238	4,773,000
みんなの提言と協働の力で実現する 元気なまちづくり事業	70	4,070,000
安心・安全に暮らせる元気なまちづくり事業	210	3,319,000
地域の活力をのばし、笑顔でにぎわう 元気なまちづくり事業	92	1,818,000
地域資源を活かした元気なまちづくり事業	301	6,321,000
その他市長が必要と認める 元気なまちづくり事業	1,350	38,124,000

広報課 シティプロモーション推進室
TEL551-0641 FAX554-1123

9月は「同和問題啓発強調月間」

滋賀県では毎年9月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。この期間は、県内各地で、差別の解消と人権が尊重される社会の実現に向けた啓発が行われます。

この機会に、さまざまな人権について考えてみませんか。

滋賀県水平社創立から100年

部落差別(同和問題)とは、被差別部落と呼ばれる地域の出身であることや、居住していることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活でさまざまな差別を受けたりするという、日本特有の人権問題です。

1922年に、いわれなき差別に苦しんでいた人々が、自らの力と団結による解放をめざして、「全国水平社」を設立し、日本最初の人権宣言ともいわれる「水平社宣言」が採択されました。その2年後の1924年、今から100年前に滋賀県でも差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願い、滋賀県水平社の創立大会が開催されました。

今、必要なこと

滋賀県水平社の創立から100年。差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会になっているでしょうか。

さまざまなハラスメントや、知らないうちに相手を傷つけてしまうマイクロアグレッションなどが人権問題として認識されるようになったことを考えると、人権尊重の意識が高まっていることは確かです。

その一方で、インターネットやSNS上での誹謗中傷、性的マイノリティに対する差別や偏見など新たな人権問題が発生しています。こうした状況から、ある日突然、差別の被害者となってしまう可能性は誰にでもあるといえます。

今は100年前と違い、多くの人が自由に意見を交わせる時代です。こうした時代だからこそ、当時の人々の願いに思いをはせ、全ての人の人権が尊重される社会を作っていくことが必要なのではないのでしょうか。

圏人権擁護課 人権政策係 TEL551-0108 FAX552-5544



9月10日～16日は自殺予防週間です

9月10日は世界自殺予防デー、9月10日～16日は自殺予防週間です。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られており、決して特別な人たちの問題ではありません。WHO(世界保健機関)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」と明言しているように、自殺は社会の努力で「避けることのできる死」であるというのが、世界の共通認識となっています。

気づいてくださいー！
LINE SOS サイン

「何だか心が落ち着かない」「気分が落ち込む」「眠れない、起きられない」…。悩みやストレスが大きくなり、心が限界になりそうなとき、さまざまなサインが現れます。ひとりで抱え込まず、だれかに相談してみませんか

そんな時はひとりで悩まず、あなたの身近な人に話してみましょ。近くに相談する人がいないときは、電話やメール、LINEなどSNSでも相談できる窓口があります。

あなたの大切な人のこころといのちを守る

あなたの身近な人に「いつもと様子が違う」など、心配な人がいるときは、ぜひ声をかけてください。話を聴き、気軽に相談できる窓口があることを伝えてください。

こころの相談窓口

相談窓口	電話番号など	日時
こころの電話	567-5560	10:00～12:00、 13:00～21:00 (年末年始を除く)
滋賀いのちの電話	553-7387	金・土・日・月 10:00～20:30
滋賀県 こころのサポートしが	LINE 相談 ID:@362rjcqb	毎日 16:00～22:00
厚生労働省 ホームページ	[まもろうよ こころ] 相談窓口や自殺対策の取組を紹介	

圏障がい福祉課 障がい福祉係 TEL551-0113 FAX553-3678

使用済み小型家電のリサイクルにご協力ください

使用済み小型家電をごみ集積場に出す場合には、有料の指定袋または指定のごみシールが必要ですが、「集団回収」や「ボックス回収」では無料で回収しています。

資源の有効利用と環境汚染防止のため、ご協力ください。

※家庭から出るものが対象です

集団回収

令和6年度も年間2回、下記の日程で実施を予定しています。

回収ボックスに入らないサイズの使用済み小型家電も回収します。

詳細は、市ホームページ・自治会回覧チラシなどをご確認ください。

事前申込は不要です。回収日に直接会場へお持ちください。

※ダンボールやビニールなどの梱包材は回収対象外です

令和6年度 集団回収

日時 【1回目】令和6年10月20日(日) 9:00~11:30

【2回目】令和7年3月2日(日) 9:00~11:30

場所 なごやかセンター 駐車場

※警報を伴う荒天、雪や路面凍結など、安全な回収に支障があると判断した場合は回収を中止します。中止の場合は当日午前8時までに市ホームページ、市公式LINEでお知らせします

ボックス回収

使用済み小型家電の回収ボックスを市内10か所に設置しています。

投入口の大きさは下記の通りです。



栗東市役所の回収ボックス

設置場所	投入口の大きさ
栗東市役所、栗東図書館本館、栗東西図書館	約28cm(横)×17.5cm(縦)×45cm(奥行)
環境センター、コミセン(葉山・治田・治田西・大宝・大宝西・金勝)	約25cm(横)×10cm(縦)×45cm(奥行)

※上記のサイズを超えるものは投入できません

※開庁時間内、開館時間内に利用できます

環境政策課 生活環境係

TEL551-0341 FAX551-0148



9月10日は下水道の日



下水とは？

家庭や工場から出る「汚水」と、街に降った「雨水」を合わせて「下水」と呼びます。

本市は汚水と雨水を別々の管で流す方式(分流式)を採用しており、下水の悪臭が地上に出にくいことが特徴です。

汚水は、道路や地面の下の汚水管を流れて矢橋帰帆島の下水処理場で、きれいな水にしてから琵琶湖に放流されます。この汚水処理によって、私たちの生活衛生が保たれ、環境が保全されています。

雨水は、道路側溝や雨水管によって河川に流すことで、まちを浸水から守る役割を果たしています。

汚水管に雨水を流さないで！

雨水が汚水管に流入し、処理能力を超えた水量になると、マンホールから汚水があふれたり、トイレが流れなくなるなど、生活に悪影響を及ぼす原因となります。また、下水処理のための費用も増加します。

雨水が流入する原因はさまざまですが、家庭の公共汚水桝などの破損部分からの流入や、誤って雨どいを公共汚水桝に接続していることが考えられます。今一度、雨水が汚水管に流れていないか確認し、誤接続などがあれば早急に改善してください。



非常災害用井戸の登録制度

本登録制度は、井戸所有者から協力を募り、非常災害用として利用できる井戸を登録・周知することで、災害時に近隣住民がトイレ、掃除などの生活用水の一部として活用できるようにする、「地域の助け合い(共助)」を後押しする制度です。

近年登録件数は減少傾向にあります。家庭にある井戸や企業が所有する井戸の登録にご協力ください。

非常災害用井戸の登録状況

(令和6年7月1日現在)

学区	登録数	学区	登録数
金勝	16	治田西	1
葉山	8	大宝	3
葉山東	1	大宝東	2
治田	3	大宝西	9
治田東	1	計	44

内、企業からの登録4か所

閘上下水道課 浄水係

TEL551-0134 FAX554-3866

閘上下水道課 管理係

TEL551-0135 FAX554-3866